

しながわ

平成21年(2009)
4/11
1707号

人権・同和問題
特集号

☎140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

区役所は耐震改修工事のため駐車スペースに限りがあります。車でご来庁の際はお待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

大切なこと それは

個性や生きかたは一人ひとり違うけれど
違いを認め合いながら
お互いが、かけがえのない存在として
共に生きていける……
そんな私たちのまち「しながわ」

「憲法記念日」は、昭和22年5月3日に「日本国憲法」が施行されたことを記念して制定された祝日です。そして5月3日を中心とした5月1日～7日の1週間が、憲法への理解を深める「憲法週間」です。

憲法の三大原則の一つに「基本的人権の尊重」があります。憲法第11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と人権保障の基本原則を定めています。人が人生を送り、そして他人とかわりあう中で、決して侵してはならない人としての権利が人権です。

私たちは日ごろから、お互いを認め合い、そして他人の人権を十分尊重しているでしょうか。区では、人間尊重社会の実現をめざして平成5(1993)年4月に「人権尊重都市品川宣言」を制定し、人権尊重思想の普及啓発に取り組んでおり、その一環として「憲法週間講演と映画のつどい」を開催します。これを機会に、基本的人権の大切さについて想いをめぐらせてみませんか。

「認め合おう」と そして 「自分らしくさっ 「自分らしくさっ

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。

今日、我が国社会の実情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根つき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることが人間が作りあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する。

平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は「人権尊重都市品川」を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う。

制定一九九三年(平成五年)四月二十八日

憲法週間 講演と映画

講演

自分らしく生きるために

講師/阿木燿子(作詞家)
作詞家、女優、小説家、そしてエッセイストなど幅広く活躍している阿木燿子さんが「自分らしく生きる」をテーマにお話します。

※手話通訳・要約筆記付き。



のつどい

5月 午後1時開演
(0時30分開場)

きゅりあん
8階大ホール
(大井町駅前) **13日(水)**

申込方法/4月20日(月)(必着)までに、往復はがきに「つどい」とし、代表者の住所・電話番号、参加者全員(1枚で2人まで)の氏名(ふりがな)を人権啓発課へ

映画

私は貝になりたい

出演/中居正広
仲間由紀恵 ほか

徴兵、そして戦犯としての逮捕。時代にほんろうされ、愛する家族と引き離される理髪店の主人・清水豊松と妻・房江の夫婦の愛情や戦争について考える物語です。

※字幕付き。
©2008「私は貝になりたい」製作委員会



問い合わせ/品川区人権啓発課 (☎140-0013南大井5-2-17 ☎3763-5391)

みんなでも考えよう 私たちの人権

「人権に関わる意識調査」から

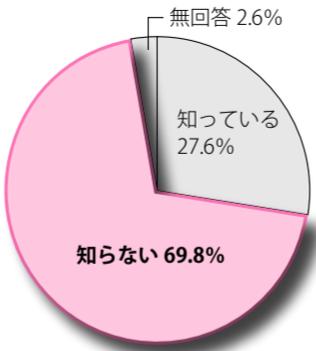
区では、区政の基本理念として「平和で人権が尊重される社会」をめざすことを掲げ、偏見や差別のない、安心して暮らせる明るい地域社会の実現のために様々な施策を展開しています。

その施策の一つとして、4回目となる「人権に関わる意識調査」を区民の方を対象に実施しました。今号では、同和問題を中心に調査結果の一部を紹介します。

「人権尊重都市品川宣言」を知っている人は2割台後半にとどまる

「人権尊重都市品川宣言」の周知度を聞いたところ、「知っている」が27.6%で、前回（平成16年）の調査結果と比較すると、5.6ポイント減少しています。また、半数以上の方が「知らない」と答えています。

「人権尊重都市品川宣言」を知っていますか。

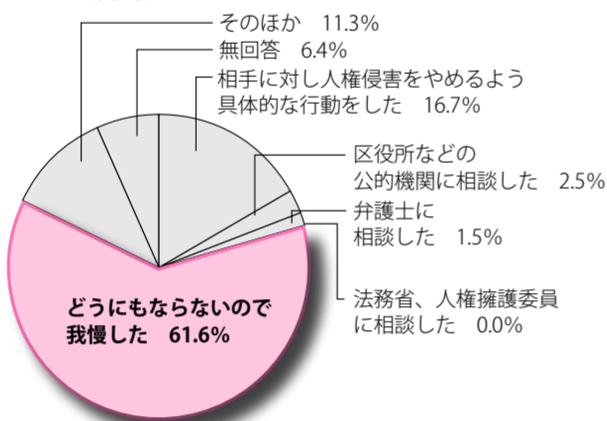


5人に1人が人権を侵害された経験あり

自分や家族の人権が侵害されたと感じたことがあるか聞いたところ、「ある」が19.5%、「ない」が76.9%でした。

その内容は「男女（性）差別」と「プライバシーの侵害」が最も多く、「学歴差別」「子どもへのいじめ」「職業差別」「障害者差別」「高齢者差別」「思想・信条の差別」の順となっています。前回の調査結果と比較すると、「男女（性）差別」

最もひどい人権侵害に対してその対応は。



が4ポイント少なくなっているほかは、増加しています。一方、率は低いですが、「部落差別」「エイズ患者・HIV感染者差別」などの回答があり、その侵害を受ける人の母数の少なさを考えると見逃してはならない数字といえます。

受けた人権侵害に対する対応としては、何らかの行動を起こした人は約20%にすぎず、「どうにもならないので我慢した」が6割を超えており、人権侵害を受けた側が我慢を強いられている状況が顕著に示されています。また、前回の調査結果と比較すると「無回答」が11ポイント減少し、「どうにもならないので我慢した」が13ポイント近く増加しています。これは、人権侵害の認識が浸透し隠れていた部分が表れてきた結果ともいえるでしょう。行政による積極的な対策が必要です。

同和問題を正しく理解することが重要

同和問題（部落差別）といわれる人権侵害の問題を知っているか聞いたところ、「知っている」が68.8%、「知らない」が27.2%とほぼ前回同様の傾向となっています。親しく付き合い合っている隣近所の方が「同和地区」出身の人であるとわかった場合、「これまでと同じように付き合い合う」という回答をしていない人が22.7%という結果となりました。

5人に1人が肯定的ではない回答をしており、同和問題が正しく理解されているとはいえない状況が表れています。

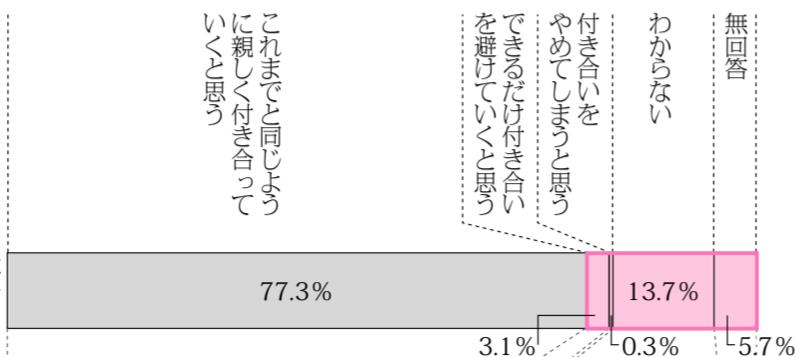
自分の身近になるに従い肯定的ではない考え方が増えていく同和問題

身内の結婚相手が「同和地区」出身の人である場合、「これまでどおり付き合い合う」と回答していない人が32.6%という結果となり、前問に比べ増えています。

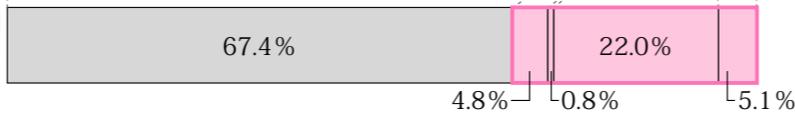
さらに、自分の子どもの結婚相手が、「同和地区」出身の人の場合、「2人の結婚に賛成し、相手の家族とも親せき付き合いをする」と回答していない人が48.6%という結果となり、前問に比べ肯定的に答えていない人の割合がさらに増加しています。

同和地区出身者が隣近所の場合、身内の結婚相手の場合、子どもの結婚相手の場合を比べると、自分に身近になるにしたがって「付き合いをする」と肯定的に回答していない人の割合が増えています。普段は他人事のように思っている、いざ自分の身

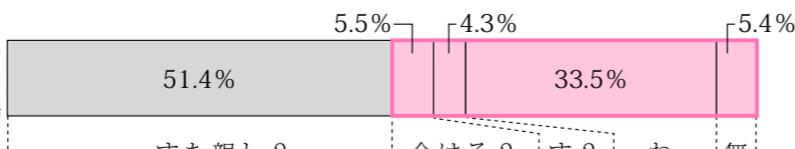
親しく付き合い合っている隣近所の方が「同和地区」出身の人であるとわかった場合、どうすると思いますか。



身内の方の結婚相手が「同和地区」出身の人であるとわかった場合、どうすると思いますか。



お子さんがいるとして、そのお子さんの結婚相手が「同和地区」出身の人である場合、どうすると思いますか。



小数点第2位以下を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります

人権尊重の社会を築くために

人権啓発・社会同和教育講座

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、同和問題を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰでは、「グローバルな視点で考える人権」をテーマに、昼コースは「障害のある人もない人も暮らしやすい時代に」など3コース、夜コースは「人権問題を考える三つのキーワード」など3コースを開催しました。

また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場食肉市場（品川駅前）で「食肉市場の歴史と人権」を学び、「と場の見学と職員との懇談」を行いました。参加者からは「食肉業務について、正確な知識を知ること、その仕事の重要性と仕事に対する価値を感じることができた」などの声が寄せられました。

人権が尊重される社会をめざして、今年も10月から11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

文化スポーツ振興課生涯学習係

☎5742-6837

戸籍謄本など不正請求事件に対する基本方針を定めました

近年、特定の業種に認められている職務上請求書を悪用して戸籍などを不正に取得するという、「身元調査」につながる違法な事件が相次いで明らかになっています。このため、個人情報の保護を目的とした戸籍の公開制度の見直しがなされました。

品川区でも、本人確認を行うなど、厳正に対応していますが、より適切な対応を行うため新たに次の基本方針を定めました。

- 1 不正に取得された本人などへの告知
- 2 不正請求者への本人告知の通知
- 3 不正請求者所属団体への法令遵守などの要請

4月11日号（通常号）で犯罪被害者の記事を掲載しています。あわせてご覧ください。

『人権に関わる意識調査報告書』は区政資料コーナー（第三庁舎3階）や図書館、区ホームページ（ダイジェスト版）でご覧ください。

近に関係することになると、偏見や差別意識が表れてくるようになります。

これらを前回の調査結果と比較すると大きな変化がありません。心の中にある差別意識は解消に向かっているといえます。

同和問題が解決されない理由を聞いたところ、「これまで『部落』とか『同和問題』について正しく教えられなかったから」が5割以上を占め、次に「日本の社会にはまだ封建的な考え方が根強く残っているから」が4割弱となっています。これは、事実に基づいた正しい知識が十分に浸透していないなど行政や教育の取り組みの問題と、世間体意識（周りの多くの人が支持しているから従うという考え方）に起因していることが推測されます。

調査結果から見えるもの

人権問題に関する意識調査においては、人権尊重に肯定的な回答が多数であればよいというのではなく、少数であっても否定的な回答があることが自体を問題として捉えていく必要があります。

また、今回紹介した同和問題の調査結果から、自分の身近な問題になるにしたがって、同和地区出身の人を避けようとする、排除しようとする意識が大きくなっていくことがわかります。このような意識は、差別へと転化し、人権侵害を生む可能性を常に持っていると言えないではないでしょうか。

どの人権問題にも共通していることですが、無知・無関心でいることは、人を傷つけてしまう恐れがあるということを、私たちは理解することが大切です。

そして、差別意識や偏見を取り除くため一人ひとりが正しい知識をもって、人権侵害をする側にもされる側にもならないよう主体性をもった自立した人間として生きていくことが大切でしょう。